

●景観計画区域内（景観形成地域を除く）での景観形成基準

行為	事項		景観形成基準
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	共通事項	位置規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置・規模とすること。</li> <li>・行為地が主要幹線道路や景勝地等に通じる主要道路等に接する場合は、できる限り当該道路等から後退した位置とすること。</li> <li>・行為地が山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とすること。</li> <li>・建築物の高さや壁面位置は、連続性の維持に配慮すること。</li> <li>・主要な展望地からの眺望を著しく妨げることのないよう配慮すること。</li> <li>・行為地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。</li> </ul>
		形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の景観と調和するよう配慮すること。</li> <li>・周辺に圧迫感を与えないよう屋根・壁面等の意匠を工夫すること。</li> <li>・建築物に設置する看板及び広告塔は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に配慮すること。</li> </ul>
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・けばけばしい色彩を避け、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。</li> <li>・敷地内の屋外設備、工作物等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮すること。</li> <li>・これらによる他、別途色彩基準の基準による。</li> </ul>
		素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。</li> <li>・外壁等の材質はできる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。</li> </ul>
		緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内はできるだけ緑化し、緑豊かな空間の創出に努めること。</li> <li>・道路に面する部分は生け垣等の緑化に努めること。</li> <li>・樹姿又は樹勢に優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。</li> </ul>
		設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外階段、壁面設備及び屋上設備は、当該建築物との一体性を確保するよう配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、配置の工夫、目隠し措置など道路等から見えにくい工夫をすること。</li> </ul>
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、生け垣、塀、柵等を設け、安全上支障のない範囲で道路から直接見通せない配慮をすること。</li> </ul>

行為	事項		景観形成基準
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	共同住宅	位置規模	・棟別の配置等、建物相互のバランスを考慮すること。
		形態意匠	・勾配屋根等、地域の景観を配慮した形態とすること。
		素材	・石州瓦等地域の材料、素材の活用を考慮すること。
		緑化	・駐車場、駐車スペース境界への植栽をすること。 ・玄関廻りへの花壇や植え込みの設置をすること。
		設備	・ベランダの洗濯物や室外機が見えにくい工夫をすること。 ・高架水槽等、塔屋の景観に配慮すること。
		その他	・駐車場スペースの明示や集合化により、景観に配慮すること。 ・駐車場と歩道を分離すること。
	店舗・事務所	形態意匠	・道路に面するバックヤード(裏口)部分は、目隠し等で景観に配慮すること。
		色彩	・全体を赤・青・黄色等の原色にすることを避け、彩度の高い色は、アクセント使用とすること。 ・フェンス等は、ブラウン系色にするなど植栽や建物とできる限りなじむ色とすること。
		緑化	・店舗出入口への花壇や植え込みによる緑化をすること。 ・要所にシンボルツリー(中高木)を植栽すること。 ・道路に面する駐車場は、生け垣等の植栽をすること。
		設備	・空調の室外機等が直接見えないように生け垣や目隠し塀等の設置や色を考慮すること。 ・電柱・電線の引き込みの位置や電気幹線等の設備配管を外部に露出しないようにすること。
		その他	・壁面看板はできる限り避け、サインの統一化、集合化をすること。 ・自動販売機の設置は、建物と一体的にし、景観に配慮すること。(野立設置は避ける) ・ネオンサインは、けばけばしくならないように配慮すると共に昼間(使用しない時)の色は白色系とすること。 ・市街地など人通りが多い道路に面する所には、植木鉢や手水鉢を置くなど、通行する人にやすらぎ感を与えるように配慮すること。
	工場・倉庫	位置規模	・門や花壇等の設置により、車の出入りの安全性を確保しながら景観整備を図ること。
		形態意匠	・できる限りシンプルな形態で周辺との調和を考慮すること。
		色彩	・囲障や電柱・ネット・工作物等の色は、目立たない色(ブラウン、グレー系)とすること。
		緑化	・敷地の周囲に緑地帯を設けるなど、景観整備をはかること。 ・フェンス等で周囲を囲む場合は、植栽と組み合わせ、緑化に努めること。
		設備	・空調の室外機等は景観を配慮した配置、目隠しをすること。 ・煙突等の突起物や排気塔等はできる限り建物と一体的になるように工夫をすること。
		その他	・屋根面等への直書きの社名表示は避け、集合サインとすること。

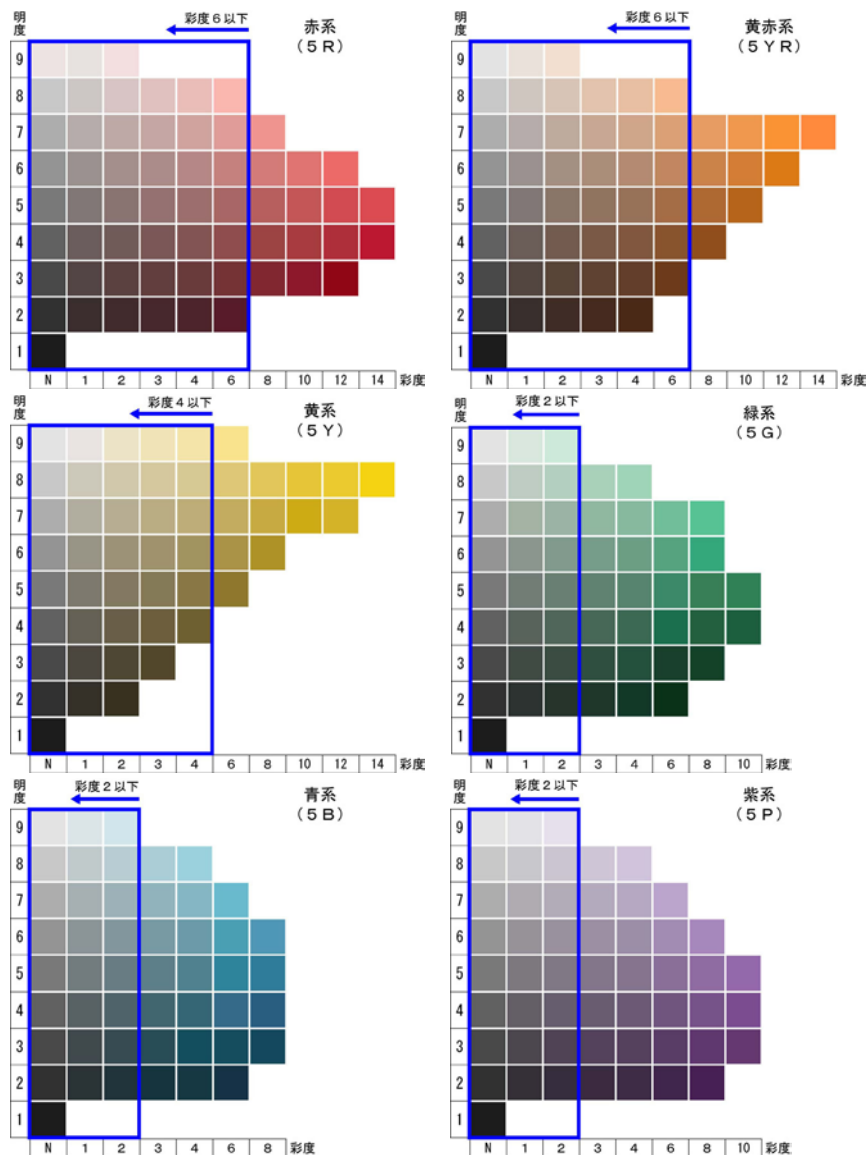
行為	事項	景観形成基準
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置・規模とすること。</li> <li>・行為地が主要幹線道路や景勝地等に通じる主要道路に接する場合は、できる限り後退した位置とすること。</li> <li>・行為地が山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とすること。</li> <li>・主要な展望地からの眺望を著しく妨げることのないよう配慮すること。</li> <li>・行為地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。</li> </ul>
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観との調和に配慮し、全体としてまとまりのあるすっきりとした形態・意匠を工夫すること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・けばけばしい色彩を避け、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。</li> <li>・このほか、別途色彩基準の基準による。</li> </ul>
	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。</li> <li>・材質はできる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとすること。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内はできる限り緑化するとともに、敷地内の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。</li> <li>・樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。</li> </ul>
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	集積、貯蔵の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な展望地及び道路等の公共用地からできる限り見えない方法を工夫すること。</li> <li>・適切な集積又は貯蔵に努めること。</li> </ul>
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。</li> <li>・敷地周辺の緑化に努める等周囲の道路からの遮へいに配慮すること。</li> </ul>
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。</li> <li>・敷地周辺の緑化に努める等周囲の道路からの遮へいに配慮すること。</li> </ul>
	事後の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。</li> <li>①法面は、緑化可能な勾配とすること。</li> <li>②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材にすること。</li> <li>・行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な展望地及び道路等の公共用地から掘採又は採取の場所ができる限り見えないよう、掘採又は採取の方法を工夫すること。</li> </ul>
都市計画法第4条第12号に規定する開発行為その他政令で定める行為及び土地の形質の変更	変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。</li> <li>①法面は、緑化可能な勾配とすること。</li> <li>②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材にすること。</li> <li>・行為終了後においては、土地の不整形な分割又は細分化は避けること。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。</li> </ul>
水面の埋立て又は干拓	埋立て、干拓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立て又は干拓に当たっては、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等を工夫すること。</li> </ul>

## 色 彩 基 準 (彩度はマンセル値を用いる)

建築物及び工作物の外観の色彩で主要なものは、次に掲げる範囲のものとする。

色相	彩度
R (赤)、Y R (黄赤) 系	彩度 6 以下
Y (黄) 系	彩度 4 以下
その他	彩度 2 以下

● 蛍光塗料は使用しないこと。



※例として、赤系の色相は 5 R、黄赤系の色相は 5 Y R、黄系の色相は 5 Y、その他の色相として、5 G、5 B、5 Pを示した。

※例示した色は印刷物で実際の色とは多少異なるため、色見本で確認すること。